

2. PEの仮定法

(1) 仮定法概観

(a) 仮定法の構造

仮定法の基本は、仮定法ではない文すなわち直説法の現在形を、わざと過去形に変えれば良
いが、直説法過去による仮定法代用のしくみはだいたいにおいて次のようになっている。

仮定法条件節

S + 過去形(想像を表す) + ~ ,

客観法の使用による情報の一般化(客観化)をはかり、素材として聞き手と話し手とが共通にイメ
ージしたり考えたりできるようにするのである。ただし、イメージさせるのは過去形的作用である。
素材とは時枝誠記のいう詞である。

仮定法の帰結節

S + 助動詞(話者の主観であるという情報) + V

過去形(想像を表す)

主観法により話者の個人的主観であることが示されるのと同時に、過去形により想像上の話だと
わかり、イメージを起こさせる(考えさせる)。主観法は時枝誠記のいう日本語文法の辞である。

詞 表現内容を 素材化(客体化 概念化)の過程を経て表現するもの 客体的表現

辞 表現内容を 素材化(客体化 概念化)せず、そのまま直接に表現するもの 主体的表現

第三者或は第二人称者の感情意志等は、本来、話手に対立した事柄であるから、「辞」として表現
することは出来ない。

ただし次の場合は辞ではないとすべきか？

> 助動詞がSの意志を表す場合で話者の主観によるものでないとき

If you would V ~ , SV ~ .

君が~するつもりなら

条件節は客観的なものでなければならないが、この条件節の主観法wouldはSの意志willを客観的に表す。誰が観ても一般的にYou will V ~と受け取る場合を設定したものであり、一般的で話者に限定しない主観としての条件を客観的に表すから正しい。

とすれば少なくとも英語においては“第三者或は第二人称者の感情意志等は、本来、話手に対立した事柄であるが、「辞」として表現することが出来る。”とすべきであり、時枝氏の日本語文法はあてはまらない。

If it should V ~, S + 直説法現在willまたは直説法過去would ~ .

万一 ~ するとしたら

この条件節の主観法shouldは話手の意志を客観的に表すというよりも、客観的に話者と聞き手がIt should ~と考える場合を提示している。この条件節の主観法shouldは意味的には仮定法か直説法か判別しにくい。ただの直説法の条件節にIt should ~があるだけなのか、仮定法により、It shall ~がIt should ~に変形したのかは曖昧である。故に帰結節には仮定法過去(直説法過去)と直説法とのどちらが来てもよいのである。現に、仮定法で帰結節に直説法現在のwillが来るのは条件節に主観法のshouldがあるときだけであり、それはこの条件節の主観法shouldが意味的にも形態的にも仮定法か直説法か曖昧であるためであろう。